

平成 1 7 年 田 村 市 議 会 3 月 定 例 会 会 議 録

(第 5 号)

会 議 月 日 平 成 1 7 年 3 月 2 9 日 (火 曜 日)

出 席 議 員 (7 0 名)

議 長 三 瓶 利 野

1 番	七 海 博 議 員	2 番	木 村 高 雄 議 員
3 番	箭 内 幸 一 議 員	4 番	佐 藤 貴 夫 議 員
5 番	渡 邊 勝 議 員	6 番	吉 田 一 郎 議 員
7 番	佐 藤 喬 議 員	8 番	佐 藤 義 博 議 員
9 番	佐 藤 忠 議 員	1 0 番	先 崎 温 容 議 員
1 1 番	永 山 弘 議 員	1 2 番	吉 田 紳 太 郎 議 員
1 3 番	遠 藤 文 雄 議 員	1 4 番	石 井 市 郎 議 員
1 5 番	新 田 耕 司 議 員	1 6 番	本 田 芳 一 議 員
1 7 番	秋 元 正 登 議 員	1 8 番	根 本 浩 議 員
1 9 番	橋 本 紀 一 議 員	2 0 番	遠 藤 庄 二 議 員
2 1 番	新 田 秋 次 議 員	2 2 番	石 井 俊 一 議 員
2 3 番	橋 本 善 正 議 員	2 4 番	松 本 道 男 議 員
2 5 番	吉 田 文 夫 議 員	2 6 番	渡 辺 勇 三 議 員
2 7 番	小 林 清 八 議 員	2 8 番	村 上 好 治 議 員
2 9 番	猪 瀬 明 議 員	3 0 番	宗 像 清 二 議 員
3 1 番	渡 辺 ミヨ子 議 員	3 2 番	松 本 敏 郎 議 員
3 3 番	小 林 寅 賢 議 員	3 4 番	松 本 熊 吉 議 員
3 5 番	宗 像 宗 吉 議 員	3 6 番	本 田 仁 一 議 員
3 7 番	浦 山 行 男 議 員	3 8 番	白 岩 行 議 員
3 9 番	横 井 孝 嗣 議 員	4 0 番	白 岩 吉 治 議 員
4 1 番	石 井 喜 壽 議 員	4 2 番	本 田 正 一 議 員
4 3 番	吉 田 忠 議 員	4 4 番	白 石 治 平 議 員

45番	渡邊鐵藏	議員	46番	早川栄二	議員
47番	吉田正直	議員	48番	箭内仁一	議員
49番	村越崇行	議員	50番	長谷川元行	議員
51番	橋本文雄	議員	52番	石井忠治	議員
53番	安藤勝	議員	54番	半谷理孝	議員
55番	吉田豊	議員	56番	佐久間金洋	議員
57番	照山成信	議員	58番	佐藤孝義	議員
59番	松本哲雄	議員	60番	大和田一夫	議員
61番	渡邊文太郎	議員	62番	安藤嘉一	議員
63番	佐藤弥太郎	議員	64番	面川俊和	議員
65番	松崎功	議員	66番	宗像公一	議員
67番	柳沼博	議員	68番	橋本吉△村	議員
69番	菅野善一	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長職務執行者	博多祐輔	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部 保健課長	加藤与市	生活福祉部 福祉課長	本多正
産業建設部 産業課長	加藤久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣

産業建設部 下水道課長	渡辺 行雄	収入役職務代理者 (出納室長)	宗 像 トク子
教育委員長	白岩 正信	教 育 長	大 橋 重 信
教 育 次 長	宗 像 泰 司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉 田 博
教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫	選挙管理委員長	鈴 木 季 一
選挙管理委員会 事務局 長	佐 藤 健 吉	農業委員会会長	宗 像 紀 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	塚 原 正	農 業 委 員 会 事務局総務課長	根 本 徳 位
水道事業所長	助 川 俊 光		

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	白 石 喜 一	主 任 主 査	石 井 孝 行
主 任 主 査	斎 藤 忠 一	主 事	渡 辺 誠
主 事	大 越 貴 子		

議 事 日 程

- 日程第 1 号 議案第 6 号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 号 付託議案の常任委員会審査結果報告
- 日程第 3 号 議案第 4 号 田村地方介護認定審査会共同設置規約の一部改正について
- 日程第 4 号 議案第 5 号 田村市特別会計条例の一部改正について
- 日程第 5 号 議案第 6 号 田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 号 議案第 7 号 田村市立都路診療所条例の一部改正について
- 日程第 7 号 議案第 8 号 平成 17 年度田村市一般会計暫定予算について
- 日程第 8 号 議案第 9 号 平成 17 年度田村市国民健康保険特別会計暫定予算について
- 日程第 9 号 議案第 10 号 平成 17 年度田村市簡易水道事業特別会計暫定予算につ

いて

日程第 1 0 議案第 1 1 号 平成 1 7 年度田村市滝根町観光事業特別会計暫定予算について

日程第 1 1 議案第 1 2 号 平成 1 7 年度田村市都路町観光事業特別会計暫定予算について

日程第 1 2 議案第 1 3 号 平成 1 7 年度田村市農業集落排水事業特別会計暫定予算について

日程第 1 3 議案第 1 4 号 平成 1 7 年度田村市宅地造成特別会計暫定予算について

日程第 1 4 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度田村市公共下水道事業特別会計暫定予算について

日程第 1 5 議案第 1 6 号 平成 1 7 年度田村市授産場事業特別会計暫定予算について

日程第 1 6 議案第 1 7 号 平成 1 7 年度田村市総合福祉センター特別会計暫定予算について

日程第 1 7 議案第 1 8 号 平成 1 7 年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計暫定予算について

日程第 1 8 議案第 1 9 号 平成 1 7 年度田村市診療所事業特別会計暫定予算について

日程第 1 9 議案第 2 0 号 平成 1 7 年度田村市歯科診療所事業特別会計暫定予算について

日程第 2 0 議案第 2 1 号 平成 1 7 年度田村市老人保健特別会計暫定予算について

日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 1 7 年度田村市介護保険特別会計暫定予算について

日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 1 7 年度田村市地方介護認定審査会特別会計暫定予算について

日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 1 7 年度田村市水道事業会計暫定予算について

日程第 2 4 陳情の常任委員会審査結果報告

日程第 2 5 陳情第 1 号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出の陳情について

日程第 2 6 陳情第 2 号 地域経済の活性化等を求める意見書提出の陳情について

日程第 2 7 陳情第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出

出の陳情について

日程第 28 陳情第 4 号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出の陳情について

日程第 29 陳情第 5 号 ILO 第 175 号条約及びILO 111 号条約の早期批准を求める意見書提出の陳情について

追加日程

日程第 1 発議第 7 号 地域経済の活性化等を求める意見書の提出について

日程第 2 発議第 8 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

日程第 3 発議第 9 号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出について

日程第 4 発議第 10 号 ILO 175 号条約及びILO 第 111 号条約の早期批准を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 10 時 00 分 開議

議長（三瓶利野）

吉田正直君は出席がおくれます。

ただいまの出席議員数は69名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第5号）のとおりであります。

日程第 1 発議第 6 号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（三瓶利野） 日程第 1、発議第 6 号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者照山成信君から説明を求めます。照山成信君。

57番（照山成信） 57番照山成信でございます。

発議第6号

議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

田村市議会会議規則（平成17年度議会規則1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

ということで、議長さんのお手元に発議をお届けしまして、渡邊鐵藏様以下6名の御賛同をいただきまして発議することになりました。提案理由の説明に先立ちまして、お願いをしておきたいと思います。一般質問でも皆さんご承知のとおり、本件については真摯に真剣に取り組まないと田村市の将来に大きな禍根を残すのではないかと、こんなふう考えたところでございます。

申し上げます。

議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年田村市条例第38号）の一部を次のように改める。

附則第3項中「合併前の条例の例による」を「26万6,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

ということで、以下提案の理由の説明をしてみたいと思います。

田村市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提出にあたってその理由を御説明申し上げます。このたびの田村市の誕生に寄せる多くの市民の期待するものは公正にして公平、スピード感にあふれたクラスター方式によります各行政局の歴史を大切にしながら均衡ある発展であります。これらを期待する多くの市民各位に保障できるのはこの田村市議会に議席を有する私たち議員であります。この公平にして公正の立場はこの田村市議会の中にも保障されるべきと考えます。議員個々に課せられていきます権利と義務が等しければ、これに対して支給される議員報酬に格差があることはあってはならないものと考えます。しかし、現実には、皆さん御承知のとおり格差が存在いたします。この格差は早急に解消されるべきものと考えます。

これらの格差の解消には二つの方法があると皆様の御意見を集約するとなります。一つは、このたび私が提出をいたしました考え方でございます。もう一つは、経済的關係からこの格差が出てきたわけでございますから、現行総予算を均等に割り平準化するとの考え

方でございます。しかし、この考え方でありますと、現行報酬から数万円少なくなる議員ができることとなります。

そこで、もう一つの考え方を申し上げます。平成12年5月24日、地方自治法の一部が改正されました。法律第89号として公布されたわけでありますが、これに基づきまして、政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会が立ち上がりました。全国10市10名の委員で検討しその標準手続が済まされ、全国の市議会でのことが実施をされております。平成12年6月現在、すべての都道府県の約7割の市議会が規則を制定し、議員活動を活性化させ、市民の期待にこたえていると報告されております。この報告書が出されてから5年が経過しておりますから、現在全国全ての市議会でも実施され、市民生活の向上へ大きく貢献しているものと考えられることは間違いのないこととあります。ちなみに申し上げます。県内の状況は月額13万円の政務調査費を支給し、市民の期待にこたえて立派な市議会活動がなされている市も現実に存在しているわけでございます。

したがって、これらのことから、総予算の平準化は現実的改善ではないと私は考えます。結論を申し上げます。田村市議会議員報酬の格差は公序良俗に反するばかりでなく、憲法の制定の理念にも反するおそれがあります。不平等な扱いは明らかであります。あわせて、先ほど申し上げた、政務調査費は、本議会では未実施でございます。総合的に判断いたしまして、このたび私が御提案する内容が一番的を射たものであるのではないかと、こんなふうにご考慮して私の御提案を申し上げますとところでございます。

満場の御賛同をいただき、御議決賜りますよう伏してお願いを申し上げ、私の提案説明にかえします。御清聴ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休議します。

再開の時間はおってお知らせします。

午前10時10分 休議

午前10時27分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

47番吉田正直君が出席されましたので、報告いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

先刻、照山成信君より提案理由の説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。7番佐藤 喬君。

7番(佐藤 喬) 7番滝根の佐藤であります。

私は反対の立場から討論を行いたいというふうに思います。

140年以来、明治維新以来、無血革命がここで成就したわけであります。今回の合併の目的というのは、第一番目に行政のスリム化があると思います。今、全国家公務員が400万の給料が35兆円、1人900万円近くなっているわけです。これは官民の格差としては物すごく大きいわけです。公務員の特殊公務員である議員の合併前は約5万6,000人おったわけであります。こういう5万6,000人の英知というのは5万6,000人でなくてもできますし、その辺を大前提といたしまして今回の合併の目的があったわけです。ですから、第一番目に行政のスリム化であると。

2番目には、明治以来、日本が世界にいろいろ発してきた護送船団方式で発してきたことが、今度はいよいよ世界と協調してやっていかなければならない立場になりましたので、地方分権、これから進めて個人個人が日本の国民としてどういうふうにしていかなければならないか、そのためには自己責任や自己選択や自己負担という、これから自分で考えて生きていく時代になったものだというふうに認識しておるわけであります。そしてこういう田村議会の中でもスリム化に図りながら、その辺をどういうふうこれから発信していくか、地方から発信していくかということでもありますので、高い志をもって今回合併に臨んだわけであります。高い志をこれから進めていくためには、やはり議員歳費アップという目先の給料にこだわるのではなくて、今の体制でというふうに思いますので、私は今の提案に反対するものであります。

議員特例というのはやはり議員としては志のみそぎを受ける期間であると。また多くの市民は1年2カ月の合併特例でさえも認められないというのが現状であります。さらに、今70人議会をして初めてわかったわけですが、非常にまとまった意見というよりはお互いの気心を知る期間であるということで、こういう時間はやはり必要であるというふうに私は思っております。それで、合併協議会で認められました議員報酬等に関しては現状どおりが一番いいのであろうと。先ほど照山議員から話がありましたけれども、議員報

酬に格差があるということで、要するに今の体制というものは、先ほど申し上げましたような行政のスリム化という高い志、これを望むのであれば、やはり市民感情、もう一つは農業委員とか教育委員、こういうものは従来合併協で決められた報酬に関して何も言わずに今委員会が行われておるところであります。さらに市民感情ですね。それから要するに今日本というのは資本主義の社会なわけであります。資本主義社会というのは非常に金が反乱している社会であります。そうした場合に、そういうものを抑える心、これは唯心論、心でやはりカバーしなければならないということで、志が等しくあれば報酬にこだわらない。これがやはりいき方だというふうに思います。それと、報酬を同じくしても、個人の欲求というのは限りがないものでありまして、ですから、こういう個人の欲求を出さないで、今の1年2カ月をみそぎの期間とするということで私は反対を申し上げます。

よろしく願い申します。

議長（三瓶利野） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

照山成信君。

57番（照山成信） 議長にお願いがございます。

過般、私の一般質問の中で、特別職等報酬審議会の中身が全然明らかにすることができませんでした。それはそこに至った過程をつまびらかにすることによって、社会に大きないろいろな予測できない事態が発生するというふうなことの理由でございますので、今回の御議決にも投票行為をもって採決をしていただきたい。無記名の投票行為によって採決をしていただきたい。このようにお願いを申し上げます。

議長（三瓶利野） 安藤嘉一君。

62番（安藤嘉一） この本案については無記名ではなく、じぶん個人的なものがありますので、記名投票でひとつよろしく願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 申し上げます。

この採決については、照山成信君から無記名投票によらねたいとの要求と、それから、ただいま安藤嘉一君から記名投票によらねたいとの要求が同時にありました。この場合の要求は会議規則第70条第1項の規定により6人以上の賛成者を必要とします。

無記名投票とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三瓶利野) 起立6人以上です。

次に、記名投票とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三瓶利野) 起立6人以上です。

したがって、無記名投票及び記名投票、いずれも6名以上おります。

いずれの方法によるかを、会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票をもって採決することになっております。よろしいでしょうか。ちょっとわかりにくいかと思いますが、いずれの方法によるか。記名投票で行うか、無記名投票で行うかについては、会議規則によって、無記名投票をもって採決することになります、会議規則により。よろしいですか。(「はい」の声あり)これは投票の方法ですから。御理解いただけただけでしょうか。

それではまず、無記名投票によるべしと、無記名投票によるべしと、この要求について採決することになります。

念のために申し上げますが、無記名投票に賛成する方は「賛成」と、それから無記名投票に反対する方は「反対」このように記入をいただくことになります。

それでは、議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

議長(三瓶利野) これより投票の準備を行いますので、その準備が終わるまで暫時休議いたします。

午前10時35分 休議

午前10時40分 再開

議長(三瓶利野) 再開いたします。

これより投票を行うわけでありませんが、もう一度、念のために申し上げます。無記名投票に賛成する方は「賛成」です。それから、無記名投票に反対する方は「反対」と記入していただくことになります。よろしいでしょうか。

ただいまの出席議員数は70人です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長（三瓶利野） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） なしの声があります。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（三瓶利野） 投票箱について異状なしと認めます。

なお、申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により、反対と見なします。

ただいまから投票を行います。

事務局書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（投票）

議長（三瓶利野） 投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番佐藤貴夫君、16番本田芳一君及び27番小林清八君を指名します。開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（三瓶利野） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 69票

そのうち 賛成 27票

反対 42票

以上のとおり、反対が多数であります。したがって、発議第6号の無記名投票による表決の方法は否決されました。よって、記名投票とすることに決めます。

これより発議第6号を採決いたします。

2番木村高雄君。

2番（木村高雄） 今、記名投票で行うというふうの結果が出たわけなんですけれども、この投票結果については、私たち議員個人も情報を得ることができますね。要するに、この問題というのは大変重要な問題でありまして、投票結果いかんでは田村市民の感情を考慮するような事態が生まれるかと思うんですけれども、やはりこの議案に対して議員がど

う臨んだかというのは大変重要な問題だと思うんですよ。そういう意味からも、記名投票にするということは確認のためなんですけれども、私たち議員個人としてもその情報を得ることができるかどうかということを質問しているわけです。

議長（三瓶利野） 記名投票をした場合、情報というのはだれが反対で、だれが賛成だったかということ公表するとか、議員にお知らせしてもらえるかどうかと、こういうことですね。少し検討しますので、ちょっと暫時休議させていただきます。

午前 11 時 00 分 休議

午前 11 時 33 分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の発言を求めます。安藤議会運営委員長。

（議会運営委員長 安藤嘉一登壇）

議会運営委員長（安藤嘉一） 議会運営委員会での協議の結果について報告をします。

田村市議会会議規則第77条第14項に会議録に記載する事項について、記名投票における賛否の氏名が掲げられており、会議録を閲覧することにより、だれでもが知り得るものがあります。

以上、報告とさせていただきます。

議長（三瓶利野） これより発議第6号を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

議長（三瓶利野） ただいまの出席議員数は70人です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（三瓶利野） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（三瓶利野） 投票箱に異状なしと認めます。

念のために申し上げます。氏名及び提案されております議題を可とする者は「賛成」、それから提案されております議案を否とするものは「反対」と記入願います。よろしいでしょうか。

ただいまから投票を行います。

事務局書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

（投票）

議長（三瓶利野） 投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（三瓶利野） 開票を行います。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に22番石井俊一君、33番小林寅賢君及び45番渡邊鐵藏君を指名します。開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（三瓶利野） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 69票

そのうち 賛成 12票

反対 56票

無効 1票

であります。

以上のとおり、反対多数であります。よって、本案は否決されました。

記名投票の結果

（賛成）

石井俊一	渡邊鐵藏	宗像宗吉	松本道男
吉田正直	松本敏郎	照山成信	宗像清二
小林寅賢	松本熊吉	新田耕司	村上好治

(反対)

佐藤義博	秋元正登	遠藤文雄	石井市郎
橋本善正	遠藤庄二	小林清八	本田仁一
浦山行男	吉田忠	白石治平	箭内仁一
長谷川元行	安藤勝	佐藤孝義	渡邊文太郎
松崎功	佐藤忠	安藤嘉一	本田芳一
佐藤貴夫	橋本吉△村	橋本紀一	吉田文夫
新田秋次	石井喜壽	横井孝嗣	本田正一
渡辺ミヨ子	石井忠治	宗像公一	柳沼博
橋本文雄	佐久間金洋	大和田一夫	面川俊和
渡辺勇三	菅野善一	佐藤弥太郎	松本哲雄
半谷理孝	村越崇行	吉田豊	早川栄二
白岩吉治	白岩行	七海博	吉田一郎
渡邊勝	木村高雄	先崎温容	永山弘
吉田紳太郎	佐藤喬	根本浩	猪瀬明

議長(三瓶利野) 昼食のため、休議いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時53分 休議

午後1時00分 再開

議長(三瓶利野) 休議前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。

宗像農業委員会会長、所用のため退席いたしました。

次に、22番石井俊一君が所用のため早退しております。

日程第2 付託議案の常任委員会審査結果報告

議長(三瓶利野) 日程第2、付託議案の常任委員会審査結果報告を行います。

各常任委員会に付託しておりました議案第4号から議案第24号までの21議案について各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長佐藤義博君。

(総務企画常任委員長 佐藤義博登壇)

総務企画常任委員長 (佐藤義博) 御報告いたします。

定例会 4 日目の本会議において総務企画常任委員会に付託されました平成17年度の田村市一般会計並びに特別各会計に係る暫定予算について 3 月22日から23日まで、各所管課ごとに審査を行いましたので、審査経過と結果について御報告いたします。

3 月22日午前10時、委員16名出席のもと、総務企画常任委員会を開催いたし、初めに、議案第 6 号 田村市特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査をいたしました。本案は、田村地方介護認定審査会を小野町との 1 市 1 町で設置しており、運用要綱に基づき委員の報酬などを定めるものであり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号 平成17年度田村市一般会計暫定予算のうち、総務課所管の歳出予算の審査を行いました。総務費は10億 5,161万 7,000円で、主なものは職員人件費、電算システム運営に要する経費、市税の賦課徴収に係る経費ほか、市長選挙に要する経費であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、財政課所管の歳入歳出予算に係る審査を行いました。平成17年度田村市の一般会計並びに特別会計の暫定予算については、合併協定書及び新市建設計画を指針とした 5 町村が進めてきたまちづくりを継承することを基本に 5 町村がそれぞれ積算を行い、編成を行ったもので、新市の市長が決まっていないことから、4 月から 6 月までの 3 カ月間に執行を必要とする経費について調製したものであり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、出納室所管の歳出予算の審査を行いました。主なものは出納事務費、パソコン使用料、委託料など適正に計上されており、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議会事務局所管、監査委員事務局所管に係る審査を行いました。議会費、監査委員費については、議員監査委員の報酬、職員の人件費ほか、議会運営、議会広報の発行に係る予算であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

3 月23日午後 1 時30分より、委員15人出席のもと、総務企画常任委員会を開催いたし、初めに税務課所管に係る審査を行いました。市税については、合併 5 町村の各税目の年間見込み収入額を39億 9,461万 1,000円と算定いたし、そのうち、平成17年 6 月末日までの収入見込み額を 8 億 4,273万 1,000円を計上。固定資産税については、新造家屋は前年同

数程度見込まれ、土地の価格は下落傾向であるが、負担調整措置により税の下落率は少なくなっている。たばこ税については、消費本数が増加しているため 3.1%の増が見込まれる。歳出については、職員人件費、賦課徴収費、納税奨励、各税の電算委託、リース料など適正に計上されており、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは市税の未納対策の件について全庁的な夜間徴収、休日徴収への取り組みに対し意見が出されました。

次に、企画調整課所管の議案審査を行いました。一般会計暫定予算については広報発行事業、市勢要覧作成事業、未婚者対策、夢大使事業、国際交流推進、生活バス等維持対策、都市との交流事業、ふるさと村おこし推進など、市民総参加の市政推進により、市発展の礎をなす予算で、原案どおり可決すべきものと決しました。

田村市宅地造成特別会計暫定予算については、滝根町星の村ニュータウンの残り 2 区画の販売代金収入と、歳出は宅地造成に係る償還金であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、観光交流課所管の議案審査を行いました。一般会計暫定予算については、各町の観光協会補助金、イベントの補助金、施設整備費、繰入金など、施設維持管理費等であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

田村市滝根町観光事業特別会計暫定予算については、歳入は過去の収入実績から割り出した 3 カ月分の収入を計上し、歳出は主なものに観光振興公社への年間を通しての支払い分、維持管理補修工事費、広告料、観光協会補助、レストハウス管理費など、施設整備、観光宣伝、誘客活動に要する経費が適正に計上されており、原案どおり可決すべきものと決しました。

田村市都路町観光事業特別会計暫定予算については、歳入は財産売り払い収入、繰入金、繰越金を計上したものであり、歳出は主なものに人件費、公園事業運営費、観光施設等使用料、原材料など適正に計上されており、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました議案第 6 号 田村市特別職の職員のうち非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 8 号 平成 17 年度田村市一般会計暫定予算についてのうち、総務課所管の歳出予算、財政課所管の歳入歳出予算、出納室所管の歳出予算、議会事務局所管の歳出予算、監査委員事務局所管の歳出予算、税務課所管の歳入歳出予算、企画調整課所管の歳出予算、観光交流課所管の歳出予

算。議案第11号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計暫定予算について、議案第12号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計暫定予算について、議案第14号 平成17年度田村市宅地造成特別会計暫定予算については審査の結果、委員全員異議なく、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

御審議の上、議決くださるようよろしくお願いします。

議長（三瓶利野） 次に、生活福祉常任委員長橋本善正君。橋本生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員 橋本善正登壇）

生活福祉常任委員長（橋本善正） 生活福祉常任委員会議案審査報告をいたします。

平成17年田村市市議会3月定例会において、平成17年3月18日付議案付託表により当委員会に付託になりました議案12件について、3月22日、23日の2日間にわたり審査をいたしましたので、審査中の意見、経過並びに結果について御報告いたします。

1. 付託議案

議案第4号 田村地方介護認定審査会共同設置規約の一部改正について、議案第5号 田村市特別会計条例の一部改正について、議案第7号 田村市立都路診療所条例の一部改正について、議案第8号 平成17年度田村市一般会計暫定予算について、福祉課、生活環境、保健課、各所管の予算審査、議案第9号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計暫定予算について、議案第16号 平成17年度田村市授産場特別会計暫定予算について、議案第17号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計暫定予算について、議案第19号 平成17年度田村市診療所事業特別会計暫定予算について、議案第20号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計暫定予算について、議案第21号 平成17年度田村市老人保健特別会計暫定予算について、議案第22号 平成17年度田村市介護保険特別会計暫定予算について、議案第23号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計暫定予算について。

2. 説明者

生活福祉部保健課長加藤与市、同補佐渡辺幸男、主任主査堀越松枝、主任主査木村洋一、主任主査橋本耕一、福祉課長本多 正、同補佐白石 剛、主幹石井ヤイ子、生活環境課長渡辺貞一、同補佐村越浩一、副主幹田村英雄。

3. 審査中の意見の中で特記事項として

1. 議案第8号 平成17年度田村市一般会計暫定予算福祉課所管について、敬老祝い

金について、平成17年から平成20年度のもらえる町ともらえない町があり、不公平である。出産祝い金については合併前に比べ大きく少子化対策が後退しているとの意見がありました。

2. 議案第9号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計暫定予算については、大変厳しい経済状況の中、滞納者がふえてくると予想される。国保財政の運営は努力しながらも短期資格証明の発行は命を断ち切るものと同じだという観点から行うべきでないという意見がありました。

4. 経過と審査

議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第8号（所管事項）、議案9号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号については、活発な質疑応答を尽くし、採決の結果、原案どおりに可決すべきものと決定いたしました。

5. 総括的なまとめ

委員会審査に当たっては、各担当課長の詳細な説明のもとに各委員からの活発な質疑応答を尽くし審査を行いました。

以上、付託議案に対して当委員会の審査報告といたします。何とぞ議決を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（三瓶利野） 次に、産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

産業建設常任委員長（宗像宗吉） 平成17年田村市議会定例会において、平成17年3月18日付議案付託表により、当委員会に付託のありました議案6件について、3月22日から24日の3日間にわたり審査をいたしましたので、経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました議案6件の審査結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致の決定であります。以下、審査の過程において議論されました事項などにつき、その概要を申し上げます。

まず、議案第8号 平成17年度田村市一般会計暫定予算の歳出部分については、各委員会に分割付託されましたことから、当委員会におきましては農業委員会及び産業建設部所管の予算に関し3日間にわたり審査を行いました。各所管予算の内容はいずれも本予算成

立まで当面必要な人件費、施設の維持管理費などの経常経費及び早急発注を必要とする事業の必要な経費が計上されております。

建設課所管の国土調査費に船引町今泉地区の調査費が計上されております。本事業は、過去の事業成果に不整合が生じたことによって、土地の管理に支障があるとのことから、地区からの陳情を受け再度実施するものであります。

産業課所管の農林水産業費に建設改良事業が計上されておりますが、これは国県補助事業のうち、前年度からの継続事業で早期発注を必要とする事業であります。

なお、農林業振興における当面の課題といたしまして、次期中山間直接支払制度及び森林防虫害対策に関し取り組みが重要であることから、全市的な方向性、施策検討の必要性を確認しております。

また、一部に市補助金の水準が異なるものがありますが、これは一元化にある程度の措置経過期間が必要とするものであります。当委員会といたしましては、早期の統一を図るべきとの意見を申し上げ、これを是認いたしました。

次に、農業委員会所管予算には、標準小作料改定に要する経費が計上されております。これは平成18年度から全市において適用する標準小作料を検討、調整するための経費であり、田村市の小作料体系を設定するものであります。

建設課所管の土木費については、一部建設改良工事費が計上されておりますが、これは市単独の継続事業のうち、早期発注を必要とする事業であります。また、道路橋りょう費に関する審査においては用地買収単価が統一されていない現況下での事業執行は困難ではないかとの指摘がありましたが、これが対応については不動産鑑定士などに委託して調査の上、統一した基準を設ける旨の答弁を受けております。なお、当該委託に要する経費として400万円が計上されております。

次に、議案第10号 田村市簡易水道事業特別会計暫定予算については、旧滝根町、都路村及び常葉町の各簡易水道事業を一本化した予算であり、一般会計と同様に当面必要な予算額が計上されております。簡易水道事業はこれまで3町村が独自に経営していたことから、水道料金に最大23%の格差が生じています。これは各地区の事業規模、内容及び財務状況が異なることによるものであります。

次に、議案第13号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計暫定予算についてであります。本会計は、滝根町畑中地区の農業用水及び生活環境保全を目的として平成8年度事業着手、平成12年に全面供用を開始した排水処理事業に係る会計であります。他の会

計と同様に、本予算成立までに見込まれる歳入及び歳出予算を計上しております。

議案第15号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計暫定予算について報告いたします。まず、本会計が所管する事業の概要について申し上げます。本計画が対象とする区域は大滝根川流域における船引町、常葉町、大越町及び滝根町であります。平成9年度から27年度を事業計画年度とし、計画区域の面積1,102ヘクタール、区域内人口2万2,600人、総事業費は221億9,400万円でございます。平成16年4月から船引町の一部において供用開始しております。供用初年度の加入状況は対象748戸のうち171戸が加入し、加入率は2.8%となっております。供用の初年度であることから今後の普及啓蒙、加入促進について積極的な取り組みが必要な状況であります。

次に、暫定予算について申し上げますが、歳入においては一般会計繰入金及び使用料収入であります。歳出におきましては、本予算成立までに必要な人件費及び供用を開始した施設などにかかわる維持管理経費であります。また、本年度及び来年度工事施工箇所に係る測量設計業務の早期着手を要することから、この暫定予算に3,517万8,000円が計上されております。なお、本会委員から、下水道設備は完成したものの、加入者がいないという状況にならないよう、下水道区域内の補助制度をさらに検討して対処されたいとの要望、意見が述べられました。

議案第18号 平成17年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計暫定予算について申し上げます。本暫定予算は6月までの所要額を見込み、歳入歳出ともに29万9,000円あります。内容といたしましては、既に整備が完成した船引東部地区の維持管理経費であります。

続きまして、議案第24号 平成17年度田村市水道事業会計暫定予算の審査結果について申し上げます。収益的収支、これは営業に係る収支でございますが、2,390万円の黒字、資本的収支、これは施設整備などに関する収支ですが、1,999万円の不足となっております。この不足額には過年度留保資金で対応することになっております。歳入歳出ともに本予算成立までのものでありますが、建設改良費として県からの受託工事が早期発注を必要とすることから予算計上されております。これまで公営企業法適用上水道事業は大越町及び船引町で運営されておりました。給水件数は船引地区3,360件、大越地区1,200件、合計4,560件であり、さきに報告いたしました簡易水道事業と同様に、事業規模、財務内容が異なることから水道料金には22%の格差がございますが、この格差は今後3年間で解消するとの意向を確認しております。

なお、本市には簡易水道と上水道の二つの水道事業が併存している状況から、県などと協議を重ね、料金の格差や安全な飲料水の供給体制などに今後の検討に期待するものであります。

以上、付託案件に対する本常任委員会の審査結果報告を終わります。

議長（三瓶利野） 次に、文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

文教常任委員長（本田仁一） 文教常任委員会に付託されました平成17年度田村市一般会計暫定予算について審査経過と結果について御報告いたします。

3月22日午前10時、委員16名出席のもと、文教常任委員会を開催し、議案第8号 平成17年度田村市一般会計暫定予算のうち、教育総務課、学校教育課、生涯学習課所管の歳出予算の審査を行いました。

まず、暫定予算の概要を申し上げます。

教育費は11億 2,890万 5,000円で、主なものは小中学校・幼稚園の管理運営、教育振興に係る経費及び公民館、図書館、文化センターなどの社会体育文化振興事業に要する経費や社会体育施設の管理運営並びに学校教育に要する経費であります。各予算の内容はいずれも本予算成立まで当面必要な人件費、施設の維持管理費等の経常経費及び早期発注を必要とする事業に必要な経費が計上されており、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された事項等についてその概要を申し上げます。

教育総務課所管においては、人材育成事業の継続、奨学資金の状況と2学期制の課題、英語指導助手の現況、スクールバスの運行状況、学校評議員制の推進、そして教員住宅の入居状況についての意見がありました。特に2学期制については滝根町、大越町及び船引町の一部において既に行っておりますが、学力向上の成果があるということで、全市的に行うべきではないかという意見がありました。

学校教育所管課においては、学校の建設事業、学校給食センターの運営等、幼稚園の複数名保育等についての意見がありました。学校の建設事業については、牧野小学校建設事業委託料等の審議の中で、児童数の減少や学校の適正規模または効率的な学校運営の観点から政策的な質問があり、教育長に出席要求を行い、教育長より、旧大越町の重点事業であり、予算の計上を行ったが、教育委員会においてまだ協議されていない状況にあり、今後検討を行った上で文教常任委員会に逐次報告する。また、学校の統廃合については学校の適正規模等を勘案しながら検討していくという趣旨の答弁がありました。

生涯学習課所管においては、田村市における福島駅伝の参加体制と図書を整備及び保管等、文化センターにおける自主事業の充実と陸上競技場における強風対策及び用地等についての意見がありました。

以上で審査の報告を終わります。

御審議の上御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（三瓶利野） これをもちまして各常任委員会審査結果の報告を終わります。

日程第3 議案第4号 田村地方介護認定審査会共同設置規約の一部改正について

議長（三瓶利野） 日程第3、議案第4号 田村地方介護認定審査会共同設置規約の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 田村市特別会計条例の一部改正について

議長（三瓶利野） 日程第4、議案第5号 田村市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

議長（三瓶利野） 日程第5、議案第6号 田村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 田村市立都路診療所条例の一部改正について

議長（三瓶利野） 日程第6、議案第7号 田村市立都路診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 平成17年度田村市一般会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第7、議案第8号 平成17年度田村市一般会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 議案第8号について総務企画常任委員長に質問いたします。

この中での審査の状況でございますが、議案第8号のうち議会費でございますが、当議会においては全員協議会とか議案検討会がございませんので、委員長の審査内容について御質問をしたいと思います。

まず、議会費の中で、議員報酬の中で議員の共済組合の負担金でございますが、これらについては公費負担金の積算根拠となる標準報酬月額24万円ということでありまして、その中で100分の10.5、2万5,200円、それから特別掛け金として6月、12月の期末手当から総支出額の100分の5というようなことで積算根拠をされていると思いますが、現在、当審議会の議員の報酬については月額24万円に達していない議員がおります。それらについ

ての共済掛け金及び負担金をどのように、各委員から審査、質問、意見等があったかを御質問したいと思います。

議長（三瓶利野） 総務企画常任委員長の答弁を求めます。総務企画常任委員長。

総務企画常任委員長（佐藤義博） お答えいたします。

委員会では意見は出ませんでした。まあ新市の合併協定書の中で決まっていると思われるので意見が出なかったと思いますので、お答えしたいと思います。

議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

2番（木村高雄） 議案第8号 平成17年度田村市一般会計暫定予算についての反対討論を行います。

まず、反対の第1番目の理由は、先ほど委員長報告でもありましたように、民生費の敬老祝い金の問題であります。これは支給年齢の引き下げや平成17年度から平成20年度までの4年間の経過措置で74歳までの祝い金を支給されない旧町村の大越町、常葉町、都路村などがあり、お年寄りのささやかな楽しみを奪うばかりか公平も奪われます。同じ田村市民の高齢者として等しく敬老祝い金が支給されるよう改めるべきであります。

反対の2番目の理由は、やはり民生費の中の出生児誕生祝い金についてであります。これは合併前の滝根町の支給額と比べても大きく減額しています。このことは初議会の2日目の条例改正の専決処分反対討論を行っており、暫定予算にこれらのことが予算措置をされれば反対を表明するのは議員として当然の姿勢であります。

さらに、委員会の審査で明らかになったのは介護保険の家族者介護手当が介護度1、2がゼロ円、そして介護度3、4、5が3,000円と、旧常葉町、滝根町と比較しても大きく減額されています。

田村5町村の合併は少子高齢化への対応、住民サービスは高い方へ、負担は低い方に調整されるとしてきましたが、田村市最初の予算は高齢者、子育て支援の後退、住民福祉の分野でも大きく後退しています。

以上、申し上げました3点が、議案第8号の平成17年度田村市一般会計暫定予算についての反対討論であります。議員皆様方の御賛同をお願いし、反対討論を終わります。

議長（三瓶利野） 本案に対する賛成討論の発言を許します。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

28番（村上好治） ただいま木村議員の反対討論に対し、賛成討論をいたします。

合併による市民格差解消、公正、公平の原則から、5年を目途に段階的に調整するとなっております。また、家族介護慰労金については平成17年度より支給対象者は船引町の例によろし、支給額ではいずれの要介護度とも月5,000円となるように5年を目途として段階的に調整するとなっておりますので、私としては賛成いたします。

以上です。

議長（三瓶利野） 以上で通告による討論は終わりました。

議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第8、議案第9号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

2番（木村高雄） 議案第9号 田村市国民健康保険特別会計の反対討論を行います。

まず、現在全国民の36%、4,600万人余りが加入する市町村の国保は今重大な危機に直面しております。国保税を払えない世帯が昨年6月には国保加入世帯の18%、412万世帯に達し、深刻な空洞化が進行しています。消費税などの9兆円の負担増で今日不況のきっかけをつくった1997年当時と比較すると100万世帯以上もふえたこととなります。重大なことは滞納世帯の増大に呼応して、保険証の取り上げの制裁措置が劇的に広がったことです。保険証のない世帯は1997年と比べると3.8倍にふえ、22万5,000世帯を超えています。また、有効期間を1カ月、3カ月などと限定した短期証の発行も約78万世帯に上り、1997年比で4.1倍という異常さであります。

なぜ、このような事態になったのかといいますと、そもそも国保は低所得者が多く加入している医療保険制度であり、国の手厚い保護がなければ成り立たない制度であります。ところが、政府は1984年、国保法改悪で国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げ、その後も国の責任を次々と後退させました。その結果、1984年度から2000年度までの間に市町村国保の収入に占める国庫支出金は49.8%から34.9%へと14.9%も減り、2000年度で1兆3,600億円も削減されたこととなります。一方、住民1人当たりの国保税は、同期間に3万9,020円から7万9,123円に2倍に増加しています。今日の事態を招いたのは国の責任は明白であります。国保再建のためにはむだな歳出を見直し、国庫負担を1984年当時の水準に戻すべきであり、我が市としても国に要望すべきであります。

さて、今回田村市が発行した短期証明書は307世帯、資格証明書は40世帯であります。資格証明書の発行は事実上保険証の取り上げを意味しています。資格証になりますと、窓口で医療費を全額支払い、後から7割分の払い戻しを受けることとなります。しかし、保険料が払えない人に医療費の全額を準備できるはずはありません。しかも、戻ってくるはずの7割分も保険料滞納分として没収されるため、保険証がなければ医療にかかることはほとんど不可能であります。国保証がないため重症でも医療にかかれず、手遅れで命を落とすといった悲惨な事件は後を絶ちません。収入がなくても生活がどんなに大変でも保険料を払わなければ保険証は交付しないというのはおよそ社会保障の理念からもかけ離れたことでもあります。国民健康保険証はまさに命綱であり、これを断ち切ることは許されません。申請減免などの対策を講じながら短期資格証明書の発行はやめるべきであります。

以上、申し上げましたことが議案第9号平成17年度田村市国民健康保険特別会計暫定予算についての反対討論であります。議員皆様方の御賛同をお願いし、反対討論を終わります。

議長（三瓶利野） 本案に対する賛成討論の発言があればこれを許します。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

28番（村上好治） 賛成討論をいたします。

国保財政を取り巻く状況は国保財政の健全化取り組みの現状を見ますと、原案どおり賛成すべきだと私は原案のとおり賛成いたします。

以上です。

議長（三瓶利野） 以上で通告による討論は終わりました。

議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第9、議案第10号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第10、議案第11号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第11、議案第12号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計暫定
予算について

議長(三瓶利野) 日程第12、議案第13号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計
暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 平成17年度田村市宅地造成特別会計暫定予算につ
いて

議長(三瓶利野) 日程第13、議案第14号 平成17年度田村市宅地造成特別会計暫定予算

についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計暫定予算について

議長(三瓶利野) 日程第14、議案第15号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 平成17年度田村市授産場事業特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第15、議案第16号 平成17年度田村市授産場事業特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第16、議案第17号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 平成17年度田村市船引東部地区土地区画整理事業
特別会計暫定予算について

議長(三瓶利野) 日程第17、議案第18号 平成17年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 平成17年度田村市診療所事業特別会計暫定予算に
ついて

議長(三瓶利野) 日程第18、議案第19号 平成17年度田村市診療所事業特別会計暫定予

算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計暫定予算について

議長(三瓶利野) 日程第19、議案第20号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 平成17年度田村市老人保健特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第20、議案第21号 平成17年度田村市老人保健特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 平成17年度田村市介護保険特別会計暫定予算について

議長（三瓶利野） 日程第21、議案第22号 平成17年度田村市介護保険特別会計暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計暫定
予算について

議長(三瓶利野) 日程第22、議案第23号 平成17年度田村地方介護認定審査会特別会計
暫定予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第24号 平成17年度田村市水道事業会計暫定予算について

議長(三瓶利野) 日程第23、議案第24号 平成17年度田村市水道事業会計暫定予算につ
いてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は2時10分からといたします。

午後1時55分 休議

午後2時13分 再開

議長(三瓶利野) 再開いたします。

休議前に引き続き会議を続けます。

日程第24 陳情の常任委員会審査結果報告

議長(三瓶利野) 日程第24、陳情の常任委員会審査結果報告を行います。

日程第25、陳情第1号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。委員長から審査結果の報告を求めます。佐藤総務企画常任委員長。

(総務企画常任委員長 佐藤義博登壇)

総務企画常任委員長(佐藤義博) 御報告いたします。

定例会4日目の本会議において総務企画常任委員会に付託されました陳情について審査を行いましたので、経過と結果について報告いたします。

陳情第1号、提出者田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会議長壁谷宗春氏から提出の定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書を提出することについて。本件につきましては、第162通常国会において3月18日参議院本会議で改正地方税法が可決成立されましたので、不採択とすることに決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、議決くださるようよろしくお願いいたします。
議長（三瓶利野） 委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

2番（木村高雄） 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出の陳情についてを不採択にしたことについての反対討論を行います。

陳情書にあるように、定率減税の廃止・縮小が実施されれば、所得税、住民税の納税者は皆増税になるというのは間違いなく、消費が後退し、景気がさらに悪化させることになります。今委員長の報告にありましたように、不採択の理由については国会で議決をってしまったから意見書を提出しても仕方がないという理由ではありますが、意見書の持つ意味は、市民の要求を議会に取り上げ、要求実現のために政治を変えながら政府を動かすということでもあります。ですから、国会で議決したからといって、市民の陳情を不採択にするというのは市民の期待を裏切るものでもあります。また、所得税の減税は確かに廃止になりましたが、住民税の問題については審議中であり、ぜひとも定率減税の廃止・縮小の中止を求める意見書を採択して、住民の要求にこたえるべきであります。

以上で反対討論を終わります。

議長（三瓶利野） 本案に対する賛成討論の発言があればこれを許します。69番菅野善一君。

（69番 菅野善一議員 登壇）

69番（菅野善一） 本件に関して賛成の討論を述べさせていただきます。

陳情第1号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書について、この件については可決をしても実利が考えられませんが、これらは賛成としました。

以上です。

議長（三瓶利野） ほかに反対討論があれば発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） ないものと認め、討論を終結いたします。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

陳情第1号について委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、陳情第1号については委員長報告のとおり可決されました。

議長（三瓶利野） 日程第26、陳情第2号 地域経済の活性化等を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長宗像宗吉君。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

産業建設常任委員長（宗像宗吉） 産業建設常任委員会には、陳情第2号ほか、計3件の陳情が付託されており、いずれも3月22日に審査をいたしました。本件、陳情第2号は地域経済の活性化などを求める意見書の提出の陳情であります。陳情の内容は国の財政再建を理由に国民や地方に負担転嫁する施策が地域格差を拡大させる原因であるとの観点から、内閣に対する意見書提出を求めるものであります。

審査の過程では、雇用の安定を図る施策の充実が、結果として地域経済の活性化に有効であるとの意見であり、当委員会といたしましては採択すべきものと決定いたしました。

議長（三瓶利野） 委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

議長（三瓶利野） 日程第27、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長宗像宗吉君。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

産業建設常任委員長（宗像宗吉） 続きまして、陳情第3号の審査結果を報告いたします。

本件、陳情第3号の内容は、福島県の最低賃金在全国第33位であることから、本県における一般労働者の賃金水準、経済情勢に見合った水準への引き上げとその発効時期を一般労働者と同様に4月とするべきであるとの趣旨から、福島地方最低賃金審査会長に対する意見書の提出を求めるものであります。

当委員会では、陳情内容にあるとおり、現在の福島県最低賃金是全国において33位と下位に位置しております。これが引き上げは都市部に比較して低賃金の労働条件を余儀なくされている本県労働者の労働条件向上に資するものでありますとの意見を受け、採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（三瓶利野） 委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

議長(三瓶利野) 日程第28、陳情第4号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

委員長から審査結果の報告を求めます。生活福祉常任委員長橋本善正君。

(生活福祉常任委員長 橋本善正登壇)

生活福祉常任委員長(橋本善正) 生活福祉常任委員会に付託のありました陳情1件について、3月23日審査をいたしましたので、その意見と経過並びに結果について報告いたします。

陳情案件は、第4号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてでございます。審査中の意見といたしまして少子高齢化が急速に進んでいる我が国において、年金制度をどのように改革していくかは、医療や介護の問題とともに国の福祉のあり方を問う大きな問題になっております。また、社会経済は多少落ちついてきているように見えますが、まだまだリストラにより失業者が大勢いるのが現状です。

このような観点から、社会保障制度の改革を望むものであり、陳情は適正な要望であると。よって採決の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

よろしく願います。

議長(三瓶利野) 委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

議長(三瓶利野) これより採決いたします。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

議長（三瓶利野） 日程第29、陳情第5号 ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長宗像宗吉君。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

産業建設常任委員長（宗像宗吉） 陳情第5号の審査結果について申し上げます。

本件、ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書提出の陳情は、ILO、つまり国際労働機関の第175号条約及び第111号条約は、いずれも雇用や労働条件に関し差別禁止を規定しており、現在日本国がこれを批准していないことに関し、衆参両院議長並びに政府に対する意見書の提出を求めるものであります。

第175号条約は、昨今フルタイム労働者が減少し雇用条件で不利なパートタイム労働者が増加している状況を考えてみると批准が相当である。また、第111号条約は、雇用及び職業選択におけるあらゆる差別を禁止している内容のものであり早期に批准すべきものと考えたとの意見を受け、当委員会では採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

議長（三瓶利野） 委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

暫時休議いたします。

再開は、追って通知いたします。

午後 2 時 2 9 分 休議

午後 3 時 1 3 分 再開

議長（三瓶利野） 休議前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程（第 5 号の追加 1）のとおり、日程第 1、発議第 7 号から日程第 5、委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議事日程（第 5 号の追加 1）のとおり、日程第 1、発議第 7 号から日程第 5、委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 発議第 7 号 地域経済の活性化等を求める意見書の提出について
議長（三瓶利野） 日程第 1、発議第 7 号 地域経済の活性化等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者七海 博君から説明を求めます。七海 博君。

1 番（七海 博） 次のことについて説明いたします。

発議第 7 号

地域経済の活性化等を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 1 7 年 3 月 2 9 日提出

提出者 田村市議会議員 七 海 博
賛成者 田村市議会議員 石 井 市 郎
賛成者 田村市議会議員 白 岩 吉 治
賛成者 田村市議会議員 長谷川 元 行
賛成者 田村市議会議員 小 林 清 八
賛成者 田村市議会議員 箭 内 仁 一

なお、地域経済の活性化等を求める意見書（案）の説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。

地域経済の活性化等を求める意見書（案）

地域経済は、依然として疲弊し、地域間格差がますます拡大しようとしています。

いま必要なのは雇用の維持・創出、失業者支援の抜本強化などの政策を進め、地域経済を活性化することです。

しかし政府は、財政再建を最優先した歳出削減をめざして、財政負担の地方への転嫁や企業や国民に負担増となる社会保障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしています。こうした政策は、地域格差を一層拡大するものに他なりません。

仮に地域における公務員賃金の一方的な引き下げが行われるなら、公共サービスの低下を招き、地域の民間企業や団体組織で働く労働者に悪影響を与え、地域経済を疲弊させることが必至です。労働者家計の消費低迷により、地域経済はスパイラル的な停滞と格差の拡大を被ることになりかねません。

貴職におかれましては、こうした実情をご理解いただき、労働基本権を制約されている公務員賃金の見直しについては、十分な労使協議を行うことと、雇用の安定と格差解消のための積極的施策を講じ地域経済の活性化を図ること、などの実現に尽力されるよう強く要請するものです。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月29日

内閣総理大臣 様

福島県田村市議会

議長 三 瓶 利 野

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

議長（三瓶利野） 日程第2、発議第8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者根本 浩君から説明を求めます。18番根本 浩君。

18番（根本 浩）

発議第8号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成17年3月29日提出

提出者 田村市議会議員 根本 浩

賛成者 田村市議会議員 松本 熊吉

賛成者 田村市議会議員 白石 治平

賛成者 田村市議会議員 佐久間 金洋

賛成者 田村市議会議員 佐藤 孝義

賛成者 田村市議会議員 吉田 一郎

なお、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の説明は省略させていただきます。議員一同の賛同をお願いいたします。

以上です。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

福島県最低賃金は、県内の中小、零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で33位と低位となっています。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえ、貴重な労働力を他県に流出させることにもなります。

よって、福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

また、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、発効日を早めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月29日

福島労働局長様

福島地方最低賃金審議会長様

福島県田村市議会

議長 三瓶利野

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第9号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出について

議長（三瓶利野） 日程第3、発議第9号 社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者橋本善正君から説明を求めます。橋本善正君。

23番（橋本善正）

発議第9号

社会保障制度の抜本改革を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成17年3月29日提出

提出者 田村市議会議員 橋本善正

賛成者 田村市議会議員 村上好治

賛成者 田村市議会議員 木村高雄

賛成者 田村市議会議員 新田耕司

賛成者 田村市議会議員 浦山行男

賛成者 田村市議会議員 橋本文雄

なお、社会保障制度の抜本改革を求める意見書（案）につきましては、説明朗読を省略いたします。よろしくお願いいたします。

社会保障制度の抜本改革を求める意見書（案）

公的年金制度は国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、今日、国民の最大の関心事になっている。

政府は、公的年金制度改革を行うため、先般、国会に年金改革関連法案を提出し、参議院において6月5日に可決、成立した。

しかしながら、職業によって加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なっていることや、年金制度に対する不信感により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題も残されている。

現在わが国の年金制度が抱える問題点や、介護・障害者サービスの決定、医療制度の改革など社会保障全体の抜本的改革を行うことが必要である。

よって、本市議会は、国において、国民が生涯において安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、次の事項について早急を実施するよう強く要望する。

- (1) 基礎年金制度の改革をはじめ各種年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急を実施すること。
- (2) とくに、子育て支援の充実、雇用対策、住宅政策などとの連携を十分に図ること。
- (3) 国民年金の未加入者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月29日

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

福島県田村市議会

議長 三 瓶 利 野

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第10号 ILO第175号条約及びILO第111号条約
の早期批准を求める意見書の提出について

議長（三瓶利野） 日程第4、発議第10号 ILO第175号条約及びILO第111号条約
の早期批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者渡邊鐵藏君から説明を求めます。渡邊鐵藏君。

45番（渡邊鐵藏）

発議第10号

ILO第175号条約及びILO第111号条約早期批准を求める意見書の提出
について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成17年3月29日提出

提出者 田村市議会議員 渡 邊 鐵 藏

賛成者 田村市議会議員 永 山 弘

賛成者 田村市議会議員 橋 本 紀 一

賛成者 田村市議会議員 面 川 俊 和

賛成者 田村市議会議員 七 海 博

賛成者 田村市議会議員 根本 浩

なお、ILO第 175号条約及びILO第 111号条約早期批准を求める意見書(案)の説明につきましては省略いたします。

以上で説明を終わります。

I L O 第 1 7 5 号 条 約 及 び I L O 第 1 1 1 号 条 約
の 早 期 批 准 を 求 め る 意 見 書 (案)

わが国のパート労働者は、この10年間に360万人も増加して、2003年の統計では1,260万人と、全雇用労働者の1/4を占めるまでになりました。

正社員と、パート労働者等の正社員以外の労働者の数を比較すると、女性は正社員の方が少なく正社員以外が56%、男性も正社員以外は20%と増えています。一方賃金格差は依然と大きく、一般の労働者と比べて半分以下で、男性パートは49.9%、女性パートは44.4%でしかありません。また、パート労働者等の約40%は自ら望まない雇用が不安定な有期契約を強いられています。

I L O は 1 9 9 4 年 総 会 で、「 I L O 第 1 7 5 号 パー ト 労 働 条 約 」を 採 択 し ま し た。

I L O 第 1 7 5 号 条 約 は す べ て の 短 時 間 労 働 者 に 対 し て、 パー ト タ イ ム 労 働 は 労 働 者 が 自 由 に 選 択 す べ き も の、 労 働 者 の 権 利 と 労 働 条 件 は 比 較 し う る フ ル タ イ ム 労 働 者 と 均 等 と す べ き で あ る、 と の 原 則 を 確 認 し て い ま す。

また、I L O 第 1 1 1 号 条 約 は、雇 用 及 び 職 業 の 面 で、ど の よ う な 差 別 待 遇 も 行 わ れ て は な ら ない こ と を 規 定 し た も の で、条 約 批 准 国 は、差 別 待 遇 廃 止 の た め の 政 策 を と る こ と を 義 務 づ け て い ま す。

よ っ て、本 市 議 会 で は、国 に 対 し、下 記 の 施 策 を 講 じ る よ う 強 く 要 請 い た し ま す。

(1) I L O 第 1 7 5 号 条 約 の 早 期 批 准 を 速 や か に お こ な う こ と。

(2) I L O 第 1 1 1 号 条 約 の 早 期 批 准 を 速 や か に お こ な う こ と。

以 上 の と お り、地 方 自 治 法 第 9 9 条 の 規 定 に よ り 意 見 書 を 提 出 す る。

平 成 1 7 年 3 月 2 9 日

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内 閣 総 理 大 臣 様

財 務 大 臣 様

厚 生 労 働 大 臣 様

福 島 県 田 村 市 議 会

議 長 三 瓶 利 野

議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「議事進行」の声あり）

照山成信君。

57番（照山成信） 照山でございますが、ただいま意見書の取り扱いについて御議決をいただきましたが、議事録の取り扱いはどのようになるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。議事録へはどのような取り扱いになるのか、どういう意見書がどういうふうに使われたのかというのは議事録にとどめるべきだと私は思っているんですけども、その議事録への取り扱いはどのようになるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

議長（三瓶利野） お答えいたします。

意見書の案につきましては、別紙のとおりということで議事録の中に意見書を添付しておく、入れておく、こういうことになるかと思っています。それでよろしいですか。

57番（照山成信） この程度の議事整理ですから、自席からの質問で私はいいいのかなと思っていますが、ただいま議長が私にお答えになりました内容は、規則にのっとりた手続として議長は私に御回答いただいたのかどうかというふうな意味です。私は手元に規則を持っていませんので、ちょっと私自身も納得いかなかったものですから、今のようなお話を申し上げたと、こういうふうなことでございます。正しくはちゃんと規則にのっとりていますというのであれば、どのような手順で議事録に載っていくのかということ私承知していなかったので確認しておきたいと、こんなふう思ったところでございます。

議長（三瓶利野） この件につきましては、これまでも各旧町村議会でもこれをすべて朗読する議会と、それからこれを省略する議会がありました。しかし、いずれの場合も議事録にはその内容がきちんと盛り込まれるということでありましたので、規則について私は調べたわけではありませんが、そのようなことでやっつけられているところがあるものですから、それでよろしいのではないかと考えましたけれども、どうしても規則上明確にしろということであれば、暫時休議をして調べなければなりません。（「後日伝えてくださいれば結構です」の声あり）

それでは、よく検討して後日何らかの形でお伝えをすると、こういふことで御了解をいただきたいと思ひます。

追加日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

議長（三瓶利野） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、田村市議会会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議ないものと認め、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長（三瓶利野） ここで市長職務執行者より発言があれば、これを許します。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 平成17年田村市議会3月定例会が閉会されるに当たり、ごあいさつを申し上げます。

3月11日から本日までの19日間の会期の本定例会に御提案申し上げました条例の一部を改正する4議案、平成17年度一般、特別各会計の暫定予算の17議案、追加の3議案について慎重審議を賜りました結果、すべての議案が原案どおりの御議決、御賛同をいただきましたことはまことにありがたく、責任の重さを痛感しております。これらの今後の執行に当たりましては、議会皆様の意向を十分体しながら、遺憾なきを期してまい

る所存であります。変わらない温かい御指導、御支援を心からお願いを申し上げます。

御承知のように、去る3月1日に滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の田村地方5町村が合併し新生田村市が発足し、間もなく1カ月が過ぎようとしております。この間、議員の皆様、市民の皆様の温かいお力添えのもと、多くの課題を一つ一つクリアし、順調のうちに推移して多くの成果を上げておりますことをまずもって御報告させていただきます。

私どもがいまだかつて経験したことのない、まだその方程式が確立されていないクラスター方式の新市の建設は議会、市民、理事者の3者がそれぞれの領域、分野でその責務をしっかりと認識の上、使命感、責任感、緊張感を持って、一体となり、努力を傾注することが肝要であると考えます。過日発行されました「市政だよりたむら」の創刊号に載っていました一市民の声に、クラスターの一粒一粒のそれぞれの味わいを持ち、そしてそれぞれの光輝きを發揮できる田村市、生まれてよかったと言える田村市の実感できる地域づくりのため、一層の御努力をしていかなければならないと思います。合併してよかった、合併の選択が決して間違いでない判断だと言われる新しい市づくりのため、議会の皆様と一緒にあって、知恵を出し、額に汗して頑張りたいと、そのように思います。

私も市長職務執行者という立場から、わずかの期間ではありますが、新生田村市の出発に参画でき頑張ってくれたことを大変感慨深く、また誇りに思っております。

結びになりますが、議員皆様にはくれぐれも御自愛の上、市勢発展のため、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げます、御礼の言葉にかえさせていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

議長（三瓶利野） 閉会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

今定例会は新生田村市議会の最初の定例会という記念すべき議会でありましたが、3月1日開会以来本日まで19日間にわたり、提案されました一般会計暫定予算を初め、新市発足に伴う条例の改正など、重要議案について熱心に審議され、本日ここにその全議案を議了して無事閉会の運びとなりましたことは各位とともに御同慶に耐えない次第であります。

市当局におかれましては、今期定例会において議決された議案の事務事業の執行に当たりましては、会期中に開陳されました議員各位の意見を十分に尊重され、市政全般にわたる発展向上に一層の熱意と努力を払われますよう希望するところであります。

終わりに、今期定例会におかれましては議員各位並びに市長職務執行者を初め執行機関の皆様のお協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

議長（三瓶利野） これをもって、平成17年田村市議会 3月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 3 2 分 閉会

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 7 年 3 月 2 9 日

議 長 三瓶利野

副 議 長 菅野善一

署名議員 佐藤 喬

同 松本哲雄